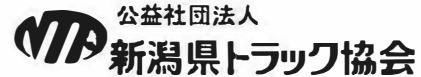


令和 2年 2月13日

会 員 各 位



**令和元年度補正予算「中小トラック運送事業者向け
テールゲートリフター等導入支援事業」の実施について**
(テールゲートリフター、トラック搭載型クレーン、トラック搭載用 2 段積みデッキ)

謹啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の運営にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年度第 2 次国土交通省補正予算において、中小トラック運送事業者に対するテールゲートリフター等の導入に係る支援が実施されることになりました。

全日本トラック協会が補正事業の執行団体として、補助金申請の募集を行いますのでお知らせ致します。

なお詳細については、全日本トラック協会ホームページ

(http://www.jta.or.jp/yushi_jyosei/jyosei/tgl2020_notice.html)

をご覧ください。

新潟県トラック協会ホームページ【TOPICS[新着情報] 2020/2/13 付】

からもご覧いただけます。

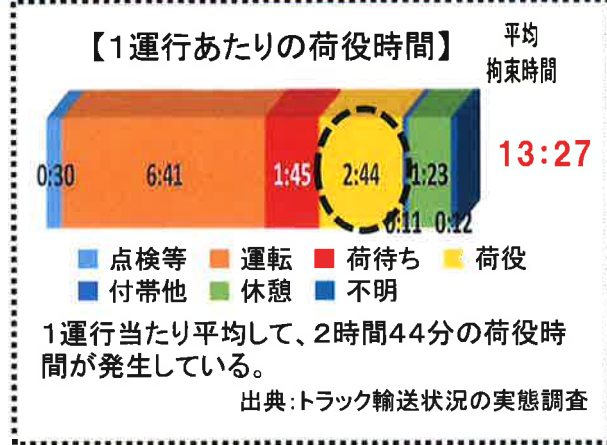
謹 白

お問い合わせ先

(公社)新潟県トラック協会 浅 間

025-285-1717

- トラック運送事業者の約99%が経営基盤の脆弱な中小事業者であり、**新規投資の余力がなく、経営環境が厳しい状況。**
 ※また、有効求人倍率は全産業平均に比べ、約2倍である（トラック運転手：2.89、全職業：1.45）など人手不足も大きな問題。
- このため、トラック運送業については、**労働生産性の向上を図り、持続的な経営の確保を図ることが喫緊の課題**となっていることから、**荷役作業等の効率化に資する機器の導入**に対して支援を実施することにより、**トラック運送業における中小企業の経営環境の改善**への取り組みを推進。



事業概要

補助事業：労働生産性の向上・多様な人材の確保に資する機器の導入補助（補助率：通常機器価格の1/6）

○対象機器の例

・テールゲートリフター



- カゴ台車による荷役が可能となるため、**荷役時間が1/3程度に短縮。**

- 手荷役による重労働が軽減され、女性等の**多様な人材の確保に繋がる。**

・トラック搭載型クレーン



- 建築資材等の重量物や高低差のある現場など、手荷役による作業が困難な場面で効果的。
- 手荷役ではなくクレーンによる積み卸しが可能となることで、**荷役時間を1/3程度に短縮可能。**

・トラック搭載用2段積みデッキ



- 荷物を2段積みすることが可能となるため、**約2倍の積載量が実現され、生産性向上に繋がる。**



効果

荷役作業の効率化等を図ることによって、**労働生産性を向上させ、持続的な経営の確保**を図る。

令和元年度国土交通省補正予算「中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等（テールゲートリフター、トラック搭載型クレーン、トラック搭載用2段積みデッキ）導入支援事業」の実施について

（最新の内容をご覧いただくため、ブラウザの更新ボタンを押して、ページを再読み込みして下さい。）

令和2年2月12日

令和元年度国土交通省補正予算において、中小トラック運送事業者に対するテールゲートリフター、トラック搭載型クレーン、トラック搭載用2段積みデッキの導入に係る支援が実施されることになりました。

全日本トラック協会が補助事業の執行団体として、補助金申請の募集を行いますのでお知らせいたします。

1. 実施概要

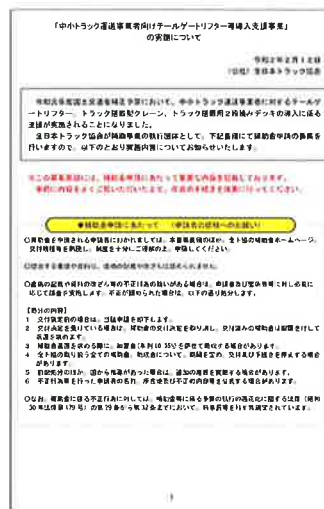
(1) 補助金申請受付期間

令和2年2月20日（火）から令和2年3月12日（火）まで

※先着順ではありません。上記期間内の申請をすべて受け付けます。

※3月12日（火）消印有効、3月13日（金）全ト協必着。

(2) **募集要領** ※補助金の交付を受けるための重要事項が記載されています。必ずお読みください。



(3) 補助対象機器

中小トラック運送事業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下の事業者）が令和元年12月13日～令和2年3月31日に導入した全ト協が指定する以下の機器

- ① テールゲートリフター
- ② トラック搭載型クレーン
- ③ トラック搭載用2段積みデッキ

補助対象とならないもの ※以下の該当するものは補助を受けることができません。

【共通】

- 中古品の機器
- 令和2年3月31日までに支払が全て完了されなかったもの(手形や割賦による支払の場合は繰り上げ返済が必要です。)
- 他の国庫補助金を受けているもの




【テールゲートリフター及びトラック搭載型クレーン】

- テールゲートリフター又はトラック搭載型クレーン装着済みの中古車(登録済みのいわゆる「未使用車」や「新古車」を含む)を導入した場合
- 既に装着済みのテールゲートリフター又はトラック搭載型クレーンを未使用のものと同様に付け替えたもの
- 自家用自動車(白ナンバーのトラック)に装着したもの
- 令和元年12月12日以前、又は令和2年4月1日以降に新車新規登録又は構造等変更検査を受けたもの

【トラック搭載用2段積みデッキ】

- 自家用自動車(白ナンバーのトラック)で使用するために導入したもの
- 令和元年12月12日以前、又は令和2年4月1日以降に納品されたもの
- リースやレンタルにより導入したもの
- 機器の購入者と使用者が異なる場合

(4)対象機器一覧

- ① テールゲートリフター(2月12日現在) 
- ② トラック搭載型クレーン(2月12日現在) 
- ③ トラック搭載用2段積みデッキ(2月12日現在) 

※一覧に掲載のないものについては、装着機器製造メーカーに機器公募の申請有無を確認してください。

(5)主な事業概要

【予算額】

1億円

※予算額のうち、②トラック搭載型クレーン及び③トラック搭載用2段積みデッキは予算枠を3千万円として交付決定を行います。なお予算残が生じた場合は、残額は①テールゲートリフターの予算となります。

【補助額】

①テールゲートリフター	○後部格納式・床下格納式 : 1台あたり20万円 ○垂直式・アーム式 : 1台あたり10万円
②トラック搭載型クレーン	○大型 : 1台あたり70万円 ○中型 : 1台あたり60万円 ○小型 : 1台あたり50万円
③トラック搭載用2段積みデッキ	デッキ1基あたり6万円 (1台分最大18万円)

【台数制限】

①テールゲートリフター及び②トラック搭載型クレーン
1事業者あたり1台(Gマーク取得事業者にあつては2台)

③トラック搭載用2段積みデッキ
1事業者あたり1台分(デッキ最大3基分まで) [Gマーク取得事業者にあつては2台分(デッキ最大6基分まで)]

【留意事項】

- ・複数メニューの申請(重複申請)を行うことはできません。いずれか1つの申請のみ。
- ・申請は先着順ではありません。
- ・申請は必ず、全ト協へ直接郵送(書留郵便、レターパックに限る)により行ってください。
- ・各都道府県トラック協会では受付は行いません。
- ・申請件数が予算額を超えた場合は、抽選を実施し交付決定を行います。
したがって、抽選の結果、補助金を受けられない場合があります。
- ・3月31日までに装着(又は導入)予定であっても申請はできます。
- ・申請件数が予算額を超えた場合は補助金を受けられない場合があります。
- ・補助金を受けられないことによる不利益について、当協会は責任を負うことはできませんのでご了承ください。
- ・その他留意事項は、募集要領に記載しておりますので、必ず募集要領をご確認ください。

2. 申請書等の提出書類の様式


①テールゲートリフター 及び ②トラック搭載型クレーン による申請様式はこちら 様式ダウンロードページへ移ります。

③トラック搭載用2段積みデッキによる申請様式はこちら 様式ダウンロードページへ移ります。


3. 実績報告時の提出書類の様式(B 導入前申請を行い、3月に交付決定を受けた場合の提出書類)

(準備中)


4. その他の書類

	書類名	様式
様式第5	交付申請取下書	
様式第6	事業中止(廃止)承認申請書	
様式第7	事故報告書	
様式第15	財産処分承認申請書	
様式第16	事業計画変更承認申請書	

5. 補助事業に関するQ&A

[補助事業に関するQ&A](#)

6. 交付規程

[全ト協 交付規程](#)

7. 問い合わせ先

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部（補助金担当）
東京都新宿区四谷3-2-5
電話 03-3354-1069（ダイヤルイン） FAX 03-3354-1094
[受付時間] 平日9:00～17:00（12:00～13:00を除く）